

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1（略）</p> <p>（資金の取扱い）</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）新型コロナウイルス感染症対応資金</p> <p>イからへまで（略）</p> <p>ト 融資の条件</p> <p>（イ）融資限度額 一企業 <u>6,000万円</u></p> <p>（ロ）から（子）まで（略）</p> <p>子（略）</p> <p>（5）から（15）まで（略）</p> <p>様式第1号から様式第3号まで（略）</p>	<p>第1（略）</p> <p>（資金の取扱い）</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）新型コロナウイルス感染症対応資金</p> <p>イからへまで（略）</p> <p>ト 融資の条件</p> <p>（イ）融資限度額 一企業 <u>4,000万円</u></p> <p>（ロ）から（子）まで（略）</p> <p>子（略）</p> <p>（5）から（15）まで（略）</p> <p>様式第1号から様式第3号まで（略）</p>

1 この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証受付分から令和2年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。